

## 特定非営利活動法人社会理論・動態研究所研究者研究活動規程

特定非営利活動法人社会理論・動態研究所

### (趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人社会理論・動態研究所（以下「法人」という。）における研究活動に係る必要な事項を定めて、研究活動の充実に資し、かつ、研究活動の公正性を確保するものとする。

### (目的)

第2条 本法人は、当法人所属の研究者（以下「研究者」という。）による研究活動の推進のために、個人研究や共同研究に対してできる限りの援助を行うものとする。

第3条 本法人は、前項の目的のために、研究者の研究活動及び研究成果の公表、学会等への参加について、必要な手続きを、速やかに、行うものとする。

第4条 本法人は、本法人が主体となった共同研究を企画し、その実施と成果にできる限りの努力を払うものとする。

### (研究組織)

第5条 本法人は、研究者の公正な研究活動及び研究成果の公表を推進するために、次の研究組織を置く。

- 一、個人研究及び共同研究の企画と実施のための組織（研究委員会）  
個人研究及び共同研究の企画・実施・調整を図る。
- 二、研究会及びセミナー部門の企画と実施のための組織（研究委員会）  
研究会及びセミナーの企画・実施・調整を図る。
- 三、研究紀要及び叢書・通信等の編集と刊行のための組織（編集委員会）  
研究紀要及び叢書・通信等の刊行のための企画・実施・調整を図る。
- 四、本法人の研究活動の広報、研究成果の公表（論文執筆・学会報告等）の推進及びウェブサイトの管理のための組織（研究委員会）  
研究成果の公表及びウェブサイトの管理のための企画・実施・調整を図る。

第6条 研究者は、前項の研究組織のいずれかに所属し、研究者自身及び本法人の研究活動としての研究活動を行わなければならない。

第7条 前項の研究組織の運営は、組織内・間において、研究者が相互に連携しつつ行うものとする。

第8条 研究組織の構成や研究者の分担・職務等は、研究組織の目的及び役割に応じて決定するものとする。

第9条 研究組織の構成や研究者の分担・職務等は、理事会の承認を得なければならない。

第10条 研究組織の運営の過程及び結果は、研究者及び研究チームの研究活動の成果として、理事会に報告するものとする。

### (事務局)

第11条 本法人は、前項の「目的」を達成するために、事務局を設ける。

第12条 事務局の体制は、次の通りとする。

- 一、理事長は、事務局長を指名し、委任する。
- 二、事務局長は、事務職員を指名し、委任する。
- 三、研究者が事務局長及び事務職員を兼任することを妨げない。
- 四、事務局長及び事務職員の任期は2年とし、更新を妨げない。
- 五、事務局長は、事務の分掌体制を決め、職務ごとに事務職員を指名し、委任しなければならない。
- 六、事務局長及び当該事務職員は、本法人の経理及び外部より調達された競争的資金等を厳正に管理し、執行しなければならない。
- 七、事務局長及び当該事務職員は、本法人の経理及び外部より調達された競争的資金等の運用と管理に対して責任を負うものとする。
- 八、当該事務職員は事務局長に、事務局長は理事会に、理事会は総会に、すべての経理の管理と執行について報告し、監査を受けなければならない。
- 九、経理に疑義が生じたときは、理事長は本法人の外部の第三者（弁護士等）に監査を委嘱し、問題の解明と解決を図らなければならない。

#### （研究費）

- 第13条 常勤研究者は、外部資金による研究費獲得により研究を行うこととする。研究所が請け負う委託調査に参加する際には研究に係る支出を受け取ることができる。
- 第14条 常勤研究者に支給される研究費は、文部科学省・日本学術振興会の科学研究費補助金の扱いに準じて執行すべきものとする。
- 第15条 文部科学省・日本学術振興会の科学研究費補助金の扱いについては、別に規程を定める。

#### （不正行為の防止）

- 第16条 本法人は、研究者の研究活動及び研究費の取扱いに係る不正を防止することで、社会的責任を果たし、研究の信頼性と公正性及び自由な研究活動の遂行を確保するものとする。

#### （不正行為の定義）

- 第17条 この規程において「研究活動に係る不正行為」とは、次に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。
- 一、資料等を捏造または改竄すること。
  - 二、資料を不正に取得または利用すること。
  - 三、不正な手段により資料等を公表または伝達すること。
  - 四、調査方法を恣意的に決定して、調査協力者等の人権を侵害すること。
  - 五、次の六～八の方法により研究資金を不正に取得または執行すること。
  - 六、業者との架空取引により不正に金を取得すること。
  - 七、旅費や謝金等を不正に請求し（カラ出張・カラ謝金）、その金をプール金として不正に取得すること。
  - 八、研究資金の請求・執行・報告に係る書類を捏造または改竄し、金を不正に取得すること。

#### （不正行為の禁止）

第18条 研究者は、研究活動に係る不正行為、及び研究資金の取扱いにおける不正行為（以下「不正行為」という。）を行ってはならず、また、不正行為の防止に努めなければならない。

（研究資金の取扱いに係る本法人の対応）

第19条 本法人は、本法人に係る研究資金を適切に管理し、研究者に研究資金を支出するとき及び支出した後に、それらが適正であるかを厳正に監査するものとする。

第20条 本法人は、研究資金の獲得及び執行に係る書類、研究費による研究成果の報告に係る書類、その他研究費に係る書類を、10年間保管するものとする。

第21条 研究資金に係る不正行為及びその疑義が生じたときは、理事長は、速やかに、理事会を招集し、問題の解決を要請しなければならない。

第22条 理事会は、前項の不正行為及びその疑義の解明と、責任の所在、問題解決のための審議を、速やかに、行わなければならない。

第23条 理事会は、前項の不正行為及びその疑義の解明を行うために、次項に掲げる倫理委員会を、速やかに、設置しなければならない。

（倫理委員会）

第24条 本法人は、前項の目的のために、倫理委員会を組織するものとする。

第25条 倫理委員会は、理事をもって組織するものとする。ただし、不正行為及びその疑義に利害関係をもつ理事は、倫理委員会の審議に加わることができない。

第26条 倫理委員会の委員長は、理事長が務めるものとする。副委員長は、副理事長が務めるものとする。

第27条 倫理委員会の委員長は、本法人の外部の第三者（弁護士等）に委員を委嘱し、審議と裁決に加わるよう要請しなければならない。第三者の委員は、1～2名とする。

（倫理委員会の開催）

第28条 倫理委員会は、委員長が招集するものとする。

第29条 倫理委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

第30条 倫理委員会の裁決は、出席委員の3分の2以上の多数によらなければならない。

（倫理委員会の仕事）

第31条 倫理委員会は、次に掲げる事項について審議し、裁決する。

- 一、研究者の不正行為及びその疑義に係る調査に係る事項
- 二、その他、学術研究の倫理に係る事項

第32条 理事会は、前項の不正行為及びその疑義について、倫理委員会の報告を受けて審議し、不正行為であると判断した場合は、不正行為を疑われた研究者に対する懲戒処分の種類・程度を決定し、速やかに、本人に伝達しなければならない。

第33条 告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）を受け付けた場合は、倫理委員会は、30日以内に告発等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を理事会及び配分機関に報告しなければならない。

い。

第34条 倫理委員会は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を理事会及び配分機関に提出しなければならない。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を理事会及び配分機関に提出しなければならない。

第35条 倫理委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、理事会及び配分機関に報告しなければならない。

第36条 倫理委員会は、配分機関の求めに応じ、調査機関の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。

第37条 倫理委員会は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事実に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じなければならない。

#### (審議結果の伝達)

第38条 倫理委員会の委員長は、倫理委員会の審議の内容及び処分の裁決結果を、速やかに、不正行為を疑われた研究者に通知しなければならない。

#### (不正行為を疑われた研究者の不服申立て)

第39条 不正行為を疑われた研究者は、審議の内容及び裁決に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により、倫理委員会に不服申立てを行うことができる。

第40条 前項の不服申立てを受けた倫理委員会は、速やかに、不服申立ての内容について審議しなければならない。

第41条 倫理委員会の委員長は、速やかに、その審議結果を、不正行為を疑われた研究者に通知しなければならない。

#### (不正行為を疑われた研究者への配慮)

第42条 倫理委員会または理事会は、この規程に基づく権限を行使するときは、不正行為を疑われたもの及び調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を毀損することのないよう配慮しなければならない。

#### (守秘義務)

第43条 倫理委員会または理事会は、調査または審議で知り得た秘密を漏らしてはならない。委員または理事でなくなった後も、同様とする。

#### 附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

平成28年6月1日改定 第13条、委員会名称を変更